

## 円借款案件【中間レビュー】 結果表

国名	パキスタン・イスラム共和国
案件名	全国基幹送電網拡充計画

## I. 案件概要

(1) L/A承諾額	23,300百万円
(2) L/A調印日	2010/3/31
(3) 実施機関	国営送電会社 (National Transmission and Despatch Company Ltd.)
(4) 事業概要	本計画は、パンジャブ州、シンド州において優先度の高い500kV及び220kVの送電線及び変電所の新・増設を行うことにより、電力の安定的及び効率的な供給を図り、もって対象地域の経済の活性化及び生活基盤の改善に寄与するもの。

## II. レビュー/モニタリング結果

(1) 課題・指摘の概要 (事後モニタリングについては事後評価における指摘概要を記載)	本プロジェクトの対象となっている一部の送電線ルート上の地権者との間で、工事期間中の農作物等の補償をめぐる交渉に時間を要し、当該部分の建設工事を行うことができず、完工スケジュールが遅延。 また、契約時に比べ円安が大幅に進んだため、複数のコントラクターから実施機関に対し、当該為替変動に起因する損失補償の申し入れがなされている。これに関する両者の調整に時間を要し、話し合いが長引いていることが、現場工事の進捗にも影響を与えている。
(2) 対応結果/今後の対処方針/事業目標の達成見込み	2016年8月25日、援助受け入れ窓口機関である、経済・統計省経済局 (Ministry of Economic Affairs and Statistics, Economic Affairs Division, 以下EAD) のハイレベル、実施機関のプロジェクト実施責任者を交えたレビュー会合にて、JICAから上記(1)に記載した問題を提起。同会合の場で、問題解決に向けた具体的なタイムラインを、関係者間で合意。今後も適宜進捗をモニタリングしつつ、状況に応じた働きかけを継続する。
(3) 教訓	送電用地の補償も含む社会配慮が、プロジェクト進捗のボトルネックになりうることを認識した上で、案件形成にあたっては、実施機関において社会配慮に対応する十分な人的・資金的なリソースが配分されているかを確認する必要がある。また実施監理段階にあつては、実施機関において社会配慮対策およびその進捗のモニタリングが適切に実施されているかを、適宜確認する必要がある。